

職員の育児休業等に関する条例

〔平成 22 年 6 月 3 日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 令和元年 11 月 1 日条例第 3 号

職員の育児休業等に関する条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）に基づき、及び同法を実施するため、職員の育児休業等に関して必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 職員の育児休業等に関しては、豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 40 号）の規定を準用する。この場合において、「豊岡市職員の定年等に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 32 号）」とあるのは「職員の定年等に関する条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 12 号）」、「豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「職員の勤務時間等に関する条例（平成 21 年北但行政事務組合条例第 4 号）」において準用する豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例（平成 7 年北但行政事務組合条例第 18 号）の規定により職員が申し出た計画は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の相当規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則（令和元年 11 月 1 日条例第 3 号）抄

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。